

議提第 1 号

白石市議会基本条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び白石市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和2年2月19日

提出者	白石市議会議員	<u>佐久間 儀 郎</u>
賛成者	白石市議会議員	<u>佐 藤 秀 行</u>
〃	〃	<u>松 野 久 郎</u>
〃	〃	<u>大 森 貴 之</u>
〃	〃	<u>平 間 知 一</u>
〃	〃	<u>伊 藤 勝 美</u>
〃	〃	<u>保 科 善一郎</u>

白石市議会議長 小 川 正 人 殿

白石市議会基本条例の一部を改正する条例

白石市議会基本条例（平成26年白石市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「質問及び議員提出議案」を「質疑及び質問並びに議員提出議案」に改める。

第27条第2項中「、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった」を「、法の規定による市民の直接請求及び市長が提出する場合を除き、特別委員会を設置し、」に改め、同条第3項中「議員が」を削り、「、議長に」を「、法の規定に基づき委員会又は議員が議長に」に改める。

第28条第2項中「、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握」を「、法の規定による市民の直接請求及び市長が提出する場合を除き、特別委員会を設置し、報酬を検討」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 議員報酬を改正する議案を提出するに当たっては、改正理由の説明を付して、法の規定に基づき委員会又は議員が議長に提出するものとする。

第31条第1項中「、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに」を「、一般選挙を経た任期中に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

白石市議会基本条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(一問一答及び反問権)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 議長から本会議、常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の<u>質疑及び質問並びに議員提出議案</u>に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。</p> <p>(議員定数)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 議会は、議員定数の改正に当たっては、<u>法の規定による市民の直接請求及び市長が提出する場合を除き、特別委員会を設置し、_____定数を検討するものとする。</u></p> <p>3 _____議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、改正理由の説明を付して、<u>法の規定に基づき委員会又は議員が議長に提出するものとする。</u></p> <p>(議員報酬)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、<u>法の規定による市民の直接請求及び市長が提出する場合を除き、特別委員会を設置し、報酬を検討するものとする。</u></p> <p>3 <u>議員報酬を改正する議案を提出するに当たっては、改正理由の説明を付して、法の規定に基づき委員会又は議員が議長に提出するものとする。</u></p> <p>(見直し手続)</p> <p>第31条 議会は、<u>一般選挙を経た任期中に_____</u>、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(一問一答及び反問権)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 議長から本会議、常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の<u>質問及び議員提出議案_____</u>に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。</p> <p>(議員定数)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 議会は、議員定数の改正に当たっては、<u>参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。</u></p> <p>3 <u>議員が議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、改正理由の説明を付して、議長に_____提出するものとする。</u></p> <p>(議員報酬)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、<u>参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握_____するものとする。</u></p> <p>3 <u>議会は、前項の規定により把握した結果について、市長に提出することができるものとする。</u></p> <p>(見直し手続)</p> <p>第31条 議会は、<u>一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。</u></p> <p>2・3 略</p>